

## 令和6年度 理事・監事選挙運動について

日本 NP 学会選挙管理委員会

### 選挙運動について

日本 NP 学会では、選挙運動の公平のため選挙運動について、下記の通り定めました。選挙運動は、以下の定めによって行ってください。

#### 【選挙運動のできる期間】

選挙運動のできる期間は、立候補の届出をした日から投票日の前日までです。

#### 【禁止事項】

次のような行為は禁止されています。

##### ● 個別訪問行動

会員を個別訪問して、投票の依頼や投票をしないように依頼することはできません。

##### ● 署名運動

選挙に際して、投票をしてもらうとか投票をさせないとかの目的で選挙人に対して署名運動をすることはできません。

##### ● 電子メール及び SNS (Social Networking Service) での運動

公示・告示前の以下のような電子メールや SNS での行動は、禁止します。

- ・ 公示・告示前に電子メールでの投票依頼及び SNS 上で「次の△△選挙では、○○候補者に投票をお願いします」と投稿すること。
- ・ 公示・告示前に電子メールでの投票協力依頼及び SNS 上に「○月の△△選挙では、○○のご支援をよろしくお願いします」と書き込むこと。

附則 この規程は、令和6年4月1日より施行します。